

筑前海区漁業調整委員会指示第211号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（*Pinctada fucata*）の保護のため、次のとおり指示する。

令和6年10月29日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

（1）外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移殖してはならない。

（2）外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

令和6年12月1日から令和9年11月30日まで